

「自立準備ホーム」について



千葉保護観察所
婦性会担当保護観察官

峯岸 奈津子



これまで、保護観察対象者や更生緊急保護の対象となる者であって、適当な引受人がなく、住居確保が困難な者については、更生保護施設が一手に引き受けてきました。しかし、更生保護施設で保護できる人員には限界があり、行き場のない刑務所出所者等の受入れ先を更に確保する必要から、平成23年度、「緊急的住居確保・自立支援対策」の施策が新たに始まりました。その内容は、宿泊施設を持つNPO法人や社会福祉法人等に対して、国が宿所や食事の提供、毎日の巡回生活支援を委託するものです。そして、この宿泊施設を、通称「自立準備ホーム」と呼びます。この事業は、更生保護施設と同様の役割を担いますが、更生保護施設との相違点についていくつか挙げてみます。

まず、受託する事業者は、保護観察所長に対し、自立準備ホームとして登録の希望をし、一定の要件を満たしていると認める場合に、保護観察所長は登録を行います。登録は毎年1回、年度当初の更新制となっています。設置基準や処遇基準については、多様な事業者の参加を得

るために、更生保護施設のような厳しいものは設けていません。また、保護の対象は更生保護施設と同様ですが、保護観察所において自立準備ホームの活用を検討するに当たっては、更生保護施設が法務大臣の認可を受けた犯罪処遇の専門施設であることに對し、自立準備ホームは、入所条件や処遇の専門性等に差異があることから、当面は犯罪傾向がそれほど進んでいない更生緊急保護対象者を中心に委託していく予定です。

千葉保護観察所管内では、現在1法人の自立準備ホーム2施設（定員各2名）が登録されており、地域の力を求めて行う更生保護にあつて、自立準備ホームは私たちの新たなパートナーであつて大いに期待したいものです。是非とも、皆様方の御支援をお願い申し上げます。



婦性会理事 小畑 哲夫 氏 画

よろしくお願ひします



千葉県婦性会
調理員兼事務員

西 美 優 紀

四月より調理員兼事務員として務めることになりました。数カ月経った現在でも、新しい世界に戸惑う毎日ですが、日々勉強しています。調理では、在会者の年齢や仕事内容その時折の季節を考慮し、献立を決め、お世辞でも「美味しかったよ」の声に励まされています。心と食の繋がりを自身でも感じているので、在会者の方の心情に少しでも貢献できるよう心を込めた食事を提供していきたいと思ひます。同時に、事務員として職場の方々をはじめ、社会に役立つ仕事ができるようになりたいと思ひます。まだまだ学ぶことばかりですが、どうぞよろしくお願ひします。



入所者のために、昼食と夕食
を作ります

